

# 第1編 総則

## 第1章 計画の目的、位置づけ

### 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」といいます。）に基づき、原子力事業者（原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいいます。以下同じ。）の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいい、県内及び県外の原子力事業者並びに当該事業者から核燃料物質等の事業所外運搬を委託された者（「当該運搬を委託された者」及び「原子力事業者」を「原子力事業者等」といいます。）が行う核燃料物質等の事業所外運搬を含みます。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策並びに災害対策基本法に基づき、原子力艦の原子力災害の応急対策活動及び復旧を図るために必要な対策（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除きます。）について、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者その他関係機関がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とします。

### 第2節 計画の性格

- 1 災害対策基本法第40条の規定に基づく神奈川県地域防災計画のうちの原子力災害対策に関する計画として、神奈川県防災会議が定めたものです。
- 2 国の防災基本計画と連携した計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものです。
- 3 この計画は、別に定める地震災害対策計画及び風水害等災害対策計画とともに、神奈川県地域防災計画を構成し、石油コンビナート等災害防止法に基づく神奈川県石油コンビナート等防災計画とともに、本県の防災対策の根幹をなすものです。
- 4 この計画に定めのない事項については、神奈川県地域防災計画（風水害等災害対策計画）の「第1編 風水害等災害対策の計画的な推進」及び「第2編 風水害対策編」に準拠するものとします。

### 第3節 計画の着実な推進及び修正

この計画の推進にあたっては、『県民の生命を守ることを最も優先するとともに、災害を防止し、又はできる限り軽減する「減災」の考え方に基づき対策を実施する』ことを基本方針とします。

また、原子力災害に迅速かつ的確に対処するため、常に社会情勢の変化等を反映させる必要があることから、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を行います。

計画の修正にあたっては、市町村、関係機関等と協議、調整を行います。

## 第2章 計画において遵守すべき指針

この計画の専門的・技術的事項等については、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針に基づくものとします。ただし、第3編については、同指針を参考にするものとします。

### 第3章 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲

- 1 周辺住民等への迅速な情報伝達手段の確保、緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」といいます。）体制の整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、屋内退避・避難等の方法の周知、避難経路・場所の明示等の原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「原子力災害対策重点区域」といいます。）については、原子力災害対策指針において定められている「原子力災害対策重点区域の範囲の目安（半径）」を基準とします。

なお、防災関係機関は、災害発生時には、災害の状況、モニタリングの結果等に応じ、的確に応急対策を実施するものとします。

#### ※ 環境放射線モニタリング

原子力関連施設の周辺に設置した放射線測定設備で、常時、環境放射線を監視（モニタリング）することをいいます。緊急時環境放射線モニタリングとは、原子力施設において、放射性物質又は放射線の異常な放出あるいはそのおそれがある場合に、周辺環境の放射性物質又は放射線に関する情報を得るために、環境放射線を監視（モニタリング）することをいいます。

- 2 県内の原子力施設（原災法第2条第4号の規定に基づく原子力事業所の施設をいいます。以下同じ。）と原子力災害対策重点区域（原子力施設からの半径）及び原子力災害対策重点区域に含まれる地域は次のとおりであり、当該原子力災害対策重点区域の全てを緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）とします。

#### ○ 核燃料加工施設

事業所名	所在地	原子力災害対策重点区域 (原子力施設からの半径)
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	横須賀市内川二丁目	約500m

(注) 二酸化ウラン粉末を成型、加工し、核燃料集合体を製造

#### ○ 試験研究用原子炉施設等

事業所名	所在地	施設の種類	原子力災害対策重点区域 (原子力施設からの半径)
東芝エネルギーシステムズ(株) 原子力技術研究所	川崎市川崎区 浮島町	原子炉 (低濃縮ウラン軽水減速非均質型) 熱出力200W	—
		核燃料物質 使用施設	—

(注) 原子力災害対策重点区域を設定することは要しない。

## ○ 原子力災害対策重点区域に含まれる地域

事業所名	原子力災害対策重点区域に含まれる地域
(株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン	横須賀市内川一丁目（一部）、内川二丁目（全部）、内川新田（一部）、久里浜一丁目（一部）、佐原四丁目（一部）、佐原五丁目（一部）、久村（一部）、舟倉一丁目（一部）、舟倉二丁目（一部）、吉井一丁目（一部）

## 第4章 原子力災害対策重点区域の区分等に応じた防護措置の実施

### 1 原子力施設の状態に応じた防護措置の実施

原子力事業者は、各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力災害対策指針を踏まえたEALの設定を行います。

UPZにおいては、EALによる緊急事態の判断により、施設敷地緊急事態では、屋内退避の準備を行い、全面緊急事態では、屋内退避を原則実施します。

### 2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が環境へ放出された場合、UPZ及びUPZ外においては、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL：Operational Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を実施します。

#### ○ 防護措置の実施を判断する基準

（出典：OILと防護措置について「原子力災害対策指針（原子力規制委員会）」）

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 <sup>※1</sup>	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm <sup>※3</sup> (皮膚から数cmでの検出器の計数率) $\beta$ 線：13,000cpm <sup>※4</sup> 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>※5</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。
	飲食物に係るスクリーニング基準	O I L 6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h <sup>※6</sup> (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 <sup>※2</sup> )			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
飲食物摂取制限 <sup>※9</sup>	O I L 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 <sup>※7</sup>	飲料水 牛乳・ 乳製品	野菜類、穀類、 肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性 ヨウ素	300 Bq/kg	2,000Bq/kg <sup>※8</sup>	
			放射性 セシウム	200 Bq/kg	500Bq/kg	
			プルト ニウム 及び超 ウラン 元素の アルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
ウラン	20 Bq/kg	100Bq/kg				

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線

量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

○ 食品衛生法上の基準値

対 象	放 射 性 セ シ ウ ム
飲 料 水	1 0 B q / k g
牛 乳 ・ 乳 児 用 製 品	5 0 B q / k g
一 般 食 品	1 0 0 B q / k g

※基準値を超えた場合は、摂取制限等の対策を講ずる。

## 第5章 計画の基礎とすべき災害の想定

- 1 第3章の原子力災害対策重点区域内における原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態については、原子力災害対策指針等のおりとしします。

### ○ 原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態

(出典：原子力災害対策指針－原子力規制委員会)

#### 1 原子炉施設で想定される放射性物質の放出形態

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性がある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「ブルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌やがれき等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。

実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。したがって、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

#### 2 核燃料施設で想定される放出形態

##### (1) 火災、爆発等による核燃料物質の放出

核燃料施設においては、火災、爆発、漏えい等によって当該施設からウランやプルトニウム等がエアロゾルとして放出されることが考えられる。これらの放射性物質は上記1と同様にブルームとなって放出、拡散される。フィルタを通して放出された場合には、気体状の物質とほぼ同様に振る舞うと考えられる。ただし、爆発等によりフィルタを通さずに放出された場合には、粗い粒子状の放射性物質が多くなる。

##### (2) 臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が発生する。遮へい効果が十分な場所で発生した場合は放射線の影響は無視できるが、効果が十分でない場合は、中性子線及びガンマ線に対する防護が必要である。なお、防護措置の実施に当たっては、中性子線及びガンマ線の放射線量は発生源からの距離のほぼ二乗に反比例して減少する点も考慮することが必要である。

- 2 核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価については、原子力施設等の防災対策について（平成15年原子力安全委員会決定）を参考にします。

### ○ 核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価

(出典：原子力施設等の防災対策について－原子力安全委員会)

#### 1 想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分された輸送容器のうち、輸送容器内の放射線量等が多いB型輸送物及びB型に次いで一定の放射線量を収納するA型輸送物とする。

- B型輸送物の例：使用済燃料、MOX燃料、高レベルガラス固化体
- A型輸送物の例：新燃料、濃縮UO<sub>2</sub>、濃縮UF<sub>6</sub>、天然UF<sub>6</sub>

- L型輸送物の例：低レベル廃棄物
- IP型輸送物の例：低レベル廃棄物（六ヶ所埋設）、再処理後回収ウラン

## 2 想定事象及び一般公衆への影響

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。

臨界事故については、

- ① 輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと、
- ② 特別の試験条件を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。

なお、濃縮UF<sub>6</sub>の輸送物については浸水を考慮した評価は行われていないが、

- ① 特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、
- ② 800℃、4時間の耐火性能を有していること、
- ③ 現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包絡されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されると考えられる。

### (1) B型輸送物

#### ア 想定事象

##### (ア) 遮へい性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、中性子遮へい材が全損（特別の試験条件下では半損）することを想定

##### (イ) 密封性能の劣化

使用済燃料輸送物が特別の試験条件である非降伏面、9m落下を超える衝撃を受け、燃料被覆管が100%破損することにより輸送容器からガス状放射性物質が放出することを想定（風速1m/s、大気安定度F）

#### イ 一般公衆への影響

##### (ア) 遮へい性能の劣化

表面から1mで約4.5mSv/h、半径15mの距離で約0.25mSv/h（10mSvに達するまでに約40時間）、半径50mの距離で約20μSv/h。

原子力緊急事態に至る遮へい性能の劣化（表面から1mで10mSv/h）があった場合には、半径15mの距離で10時間で5mSv程度。

##### (イ) 密封性能の劣化

半径15mの距離で約16μSv/h（10mSvに達するまでに約26日）、半径50mの距離で約5μSv/h。

原子力緊急事態に至る放射性物質の漏えいがあった場合は、半径15mの距離で約5mSv以下（特別の試験条件下での許容値である漏えい率A<sub>2</sub>値/weekで10時間放出）。

#### ウ 防護対策

##### (ア) 遮へい性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、土嚢等で遮へい対策をする。

##### (イ) 密封性能の劣化

ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により拡散防止対策をする。

### (2) A型輸送物

#### ア 想定事象

##### (ア) 遮へい性能の劣化

A型輸送物の収納物自体は新燃料等の低線量放射性物質であるため想定しない。（収納

物表面で20～50 $\mu$ Sv)

(イ) 密封性能の劣化

天然UF<sub>6</sub>輸送物が800℃、30分を超えるような火災に遭遇し、耐火保護カバーが劣化して、収納物が放出することを想定

イ 一般公衆への影響

(ア) 密封性能の劣化

距離に依存せず100 $\mu$ Sv以下

ウ 防護対策

(ア) 密封性能の劣化

初期消火後、ロープ等を用いて半径15mの範囲を立入禁止区域とし、シート等により漏えい防止対策をする。

3 想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が10mSvに達するまでにかかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多人数の輸送隊で構成されていること等を考慮すれば、この間に事業者による立入禁止区域の設定、汚染・漏えい拡大防止対策及び遮へい対策等が迅速かつ的確に行われることにより、原子力災害対策特別措置法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられる。

また、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると考ええる。

3 地震及び津波による原子力施設への影響については、県が実施・作成する地震被害想定調査、津波浸水予測図等を参考にするものとします。

## 第6章 計画の推進主体とその役割

### 第1節 防災関係機関の実施責任

災害応急活動等を推進するに当たって、県、市町村、その他の関係機関の果たすべき責任は、次のとおりです。

#### (1) 県

県は、市町村を包括する広域的自治体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国（指定地方行政機関等）、原子力事業者、指定公共機関、指定地方公共機関等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する原子力防災に関する事務又は業務の実施を支援し、かつ、その総合調整を行います。

#### (2) 市町村

市町村は、基礎的な自治体として、市町村の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、国（指定地方行政機関等）、原子力事業者、指定公共機関、指定地方公共機関、他の自治体等の協力を得て防災活動を実施します。

#### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、助言等を行います。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害発生時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力します。

#### (6) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法又は関係法律の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意をもって必要な措置を講じます。

### 第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、原子力事業者等の防災関係機関が処理すべき主な事務又は業務の大綱は、次のとおりです。

#### (1) 県

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 防災訓練の実施

- オ 防災施設の整備
- カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- ク 環境放射線の監視及び緊急時モニタリングの実施
- ケ 関係機関への支援の要請
- コ 立入制限、交通規制、その他社会秩序の維持
- サ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
- シ 医療救護活動の実施
- ス 災害救助法に基づく被災者の救助
- セ 風評被害等の影響の軽減
- ソ その他災害の発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置

(2) 市町村

- ア 防災組織の整備及び育成指導
- イ 防災知識の普及及び教育
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- オ 消防活動その他の応急措置
- カ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- キ 県及び関係機関への支援の要請
- ク 避難対策
- ケ 被災者に対する救助及び救護の実施
- コ 医療救護活動の実施
- サ 県が行う緊急時モニタリングに対する協力
- シ 風評被害等の影響の軽減
- ス その他災害の発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 指定地方行政機関

- ア 関東管区警察局
  - (ア) 管区内各県警察の災害警備活動の指導調整
  - (イ) 管区内各県警察の相互援助の調整
  - (ウ) 他管区警察局及び警視庁並びに管区内防災関係機関との連携
- イ 関東管区行政評価局（神奈川行政評価事務所）
  - (ア) 被災者への生活支援情報の提供
  - (イ) 専用電話を備えた相談窓口の開設
  - (ウ) 特別行政相談所の開設
- ウ 南関東防衛局
  - 事故等発生時の関係地方公共団体等への連絡
- エ 関東農政局
  - (ア) 災害時における応急用食料等の調達・供給
  - (イ) 被災地周辺農畜産物・資材の安全性の確認
  - (ウ) 被災農業者に対する金融対策
  - (エ) 風評被害等の影響の軽減
- オ 関東経済産業局
  - (ア) 原子力事業所の災害に関する情報収集

- (イ) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
  - (ウ) 被災中小企業の振興
  - (エ) 風評被害等の影響の軽減
  - カ 関東運輸局（神奈川運輸支局）
    - 災害時における関係機関及び輸送機関との連絡調整
  - キ 東京航空局（東京空港事務所）
    - (ア) 災害時における航空機の輸送に関し、安全確保等必要な措置
    - (イ) 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
  - ク 第三管区海上保安本部
    - (ア) 船艇、航空機等による原子力災害情報の伝達
    - (イ) 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
    - (ウ) 要請に基づく海上における緊急時モニタリングの支援
    - (エ) 船艇、航空機等による救助、救急活動
    - (オ) 要請に基づく地方公共団体等の活動の支援
    - (カ) 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
    - (キ) 海上における治安の維持
  - ケ 東京管区气象台（横浜地方气象台）
    - 気象に関する資料・情報の提供等緊急時モニタリングへの支援
  - コ 関東総合通信局
    - (ア) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事
    - (イ) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関する事
    - (ウ) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出しに関する事
    - (エ) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事
    - (オ) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
  - サ 神奈川労働局
    - (ア) 労働者の被ばく管理の監督指導
    - (イ) 労働災害調査及び労働者の労災補償
- (4) 指定公共機関
- ア NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ
    - 電気通信の特別取扱
  - イ 日本赤十字社（神奈川県支部）
    - (ア) 医療救護
    - (イ) こころのケア
    - (ウ) 救援物資の備蓄及び配分
    - (エ) 血液製剤の供給
    - (オ) 義援金の受付及び配分
    - (カ) その他応急対応に必要な業務
  - ウ 日本放送協会（横浜放送局）
    - 災害状況及び災害対策に関する放送
  - エ 中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）
    - (ア) 高速道路・一般有料道路の保全

- (イ) 災害時における緊急交通路の確保
  - オ 首都高速道路(株)
    - (ア) 首都高速道路の保全
    - (イ) 災害時における緊急交通路の確保
  - カ 日本通運(株) (横浜支店)
    - (ア) 災害対策用物資の輸送確保
    - (イ) 災害時の応急輸送対策
  - キ 東京電力パワーグリッド(株) (神奈川総支社)
    - (ア) 関係機関に対する情報の提供
    - (イ) 緊急時モニタリング、放射線防護活動等、県、市町村及び関係機関が実施する原子力防災対策への協力
  - ク KDDI(株)、NTTドコモビジネス(株)
    - (ア) 電気通信施設の整備及び保全
    - (イ) 災害時における電気通信の疎通
  - ケ 国立病院機構
    - (ア) 医療班の編成及び派遣
    - (イ) 災害時における被災患者の搬送及び受入
  - コ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構  
放射線被ばく等による障害の専門的診断又は治療の実施
- (5) 指定地方公共機関等
- ア バス機関
    - (ア) 被災地の人員輸送の確保
    - (イ) 災害時の応急輸送対策
  - イ (公社)神奈川県医師会、(公社)神奈川県歯科医師会、(公社)神奈川県薬剤師会、(公社)神奈川県看護協会
    - (ア) 医療助産等救護活動の実施
    - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
  - ウ 放送機関 (株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)
    - 災害状況及び災害対策に関する放送
  - エ 新聞社 (株)神奈川新聞社
    - 災害状況及び災害対策に関する報道
  - オ (一社)神奈川県トラック協会
    - (ア) 災害対策用物資の輸送対策
    - (イ) 災害時の応急輸送対策
- (6) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
- ア 農業協同組合
    - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
    - (イ) 農作物災害応急対策の指導
    - (ウ) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あつ旋
    - (エ) 被災農家に対する融資あつ旋
  - イ 漁業協同組合
    - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急対策への協力
    - (イ) 被災組合員に対する融資又は融資のあつ旋

- ウ 商工会議所、商工会等商工業関係団体
    - (ア) 市町村が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
    - (イ) 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
  - エ 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者
    - (ア) 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
    - (イ) 応急給水活動用資機材の整備
  - オ 金融機関
    - 被災事業者等に対する資金融資
  - カ (公社)神奈川県病院協会
    - (ア) 医療助産等救護活動の実施
    - (イ) 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
  - キ (公社)神奈川県放射線技師会
    - (ア) 医療機関における放射線防護の実施
    - (イ) 検査場所等における周辺住民等の避難退域時検査への協力
  - ク 神奈川県医薬品卸業協会
    - 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供
  - ケ 病院等医療施設の管理者
    - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
    - (イ) 災害時における収容者の保護及び誘導
    - (ウ) 災害時における病人等の収容及び保護
    - (エ) 災害時における被災負傷者の治療及び助産
  - コ 社会福祉施設の管理者
    - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
    - (イ) 災害時における入所者の保護及び誘導
  - サ 学校法人
    - (ア) 避難施設の整備及び避難訓練の実施
    - (イ) 災害時における児童、生徒等の保護及び誘導
- (7) 自衛隊
- ア 防災関係資料の基礎調査
  - イ 自衛隊災害派遣計画の作成
  - ウ 神奈川県地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施
  - エ 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は災害復旧
  - オ 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
  - カ 緊急時モニタリングへの支援
- (8) 原子力施設に係る原子力事業者
- ア 原子力事業者防災業務計画の作成
  - イ 原子力防災組織の整備
  - ウ 原子力防災資機材の整備・維持
  - エ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
  - オ 防災上必要な社内教育及び訓練
  - カ 環境放射線監視への協力

- キ 関係機関への通報連絡
- ク 原子力災害の発生又は拡大の防止措置
- ケ 災害状況の把握及び報告
- コ 緊急時モニタリングの実施
- サ 汚染の除去
- シ 県、市町村及び関係機関が実施する原子力防災対策への協力